

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑫)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設業課長 青木 由行	
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設業界のかつてない厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
155 我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	-	-	-	1.35兆円	1.18兆円	B-1	1.5兆円	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97% ②82%	平成22年度	①91% ②91%	①100% ②94%	①97% ②82%	集計中	集計中	①N-2 ②N-2	①100% ②100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成23年8月9日に閣議決定されたところ。			
157 専門工事業者の売上高経常利益率	3.5%	平成22年度	-	-	3.5%	-	-	B-1	4.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には専門工事業者の経営体質の強化が必要であり、経営体質強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
158 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①0.8% ②9.5ポイント	平成23年度	①-0.7% ②19.5ポイント	①-1.5% ②2.75ポイント	①-0.6% ②2.5ポイント	①0.8% ②9.5ポイント	①1.0% ②31.25ポイント	①A-1 ②B-1	①絶対値 1.2%以下 ②絶対値30 ポイント以下	平成28年	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましく、需給バランス改善のための取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
159 新事業展開等を行う建設企業数	-	平成22年度	-	-	1,884社	-	-	A-2	5,000社	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設企業の事業転換が必要であり、転業・事業転換促進支援策を評価するためには本指標が妥当である。			
関16 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4%	平成23年度	-	-	-	88.4%	88.7%	-	90.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術者を増やすことが必要であり、高い能力等を持った技術者を増やす取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
関17 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	-	3割減(44.72日)	平成24年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮が必要であり、この登録・審査の業績を評価するためには、本指標が妥当である。			

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 建設業許可処理システム等の整備の推進	0330	240 (226)	251 (226)	230	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引事業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を促進する。	-	
(2) 建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進	0331	14 (12)	14 (12)	14	建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査業)における建設関連業者登録システムの改修・保守等を行い、登録事務の効率化や登録制度を活用する発注者の利便性の向上を図り、もって建設関連業の健全な発展に資することを目的とする。各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を行うため、建設関連業者登録システムの保守等を行う。	関17	
(3) 建設業における法令遵守の徹底	0332	138 (124)	127 (127)	118	建設業において、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、下請取引等実態調査や立入検査の実施、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口の設置等により、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立する。	-	
(4) 入札・契約制度の適正化の推進	0329	4 (0)	0 (0)	=	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、毎年度、同法に基づく措置状況を調査。努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、各発注者における取組の推進を図る。	156	
(5) 成長戦略の担い手たる建設産業の育成と事業転換の促進	0333	216 (204)	171 (169)	185 -	地域の建設企業の再生、地域社会の維持や災害に強い国土づくり等を進めるため、都道府県、地域金融機関と連携し、経営の専門家が中小・中堅企業に対し新事業展開、企業再編・廃業等についてのアドバイスを行う取組等を行う。	159	
(6) 建設業における労働・資材対策の推進	0334	33 (22)	53 (39)	68	円滑な公共事業の執行を図るため、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境等を構築するとともに、建設労働力及び建設資材の需給動向を把握し、建設業における建設労働力及び建設資材の需給の安定化対策を推進する。	158	
(7) 復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連)	0335	30 (17)	13 (13)	13	東日本大震災に伴う復興工事の増大が見込まれる中で、現場に配置される監理技術者、主任技術者が不足するとの懸念がある事に加え、民間工事では技術者配置の実態が十分に把握できない状況である。また、被災の状況、必要な工種が地域や復興の段階等によって大きく異なると想定される。これらのことから、復興工事を円滑に推進するため、技術者配置の実態を把握した上で、その改善の必要性を検討し適切な措置をとるための実態調査を行う。	関16	
(8) 建設工事における公衆災害防止のための実態調査	0336	- -	7 (6)	7	建設企業は、許可を受けた建設工事において、法令遵守のもと適切な施工管理、安全管理を行うことが求められる。しかしながら、足場の倒壊事故等、一般の人や財産に危害を与えるような公衆災害が後を絶たないのが現状であることから、建設工事における公衆災害の原因を多角的に分析し、公衆の安全に資することを目的とした実態調査を実施する。	-	
(9) 我が国建設業の海外展開の促進	0337	- -	61.03 (60.57)	70.083	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、①我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築、②海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化、③地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催、④日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、などを行うことにより、土木・建築分野において高い技術力を有する我が国建設企業の海外展開を促進する。	155	地方・中小建設企業の海外展開を促進するために実施した専門家(中小企業診断士、弁護士等)による相談件数 我が国建設企業の新規年間海外受注高
(10) 建設企業への金融支援対策の推進	0338	- -	1,849 (1,849)	- -	建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、極めて厳しい経営環境に直面している中小・中堅建設企業等への金融支援を通じて、資金繰りの円滑化、債権の保全を図ること等により、建設企業等の経営・雇用の安定や連鎖倒産の防止を図る。	157	
(11) 道路分野の海外展開支援に係る経費	新25-49			100	道路分野における海外展開を促進するため、相手国との政策協議、道路プロジェクト案件発掘・形成、道路関係技術普及促進を実施する。	-	
(12) 道路事業における官民連携施策に係る調査・検討業務	新25-50			15	諸外国の道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)について、経営の観点から、各事例の契約等のスキームを中心に調査し、我が国における道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)の実施手法を検討する。	-	使途が海外における道路分野のPPP/PFIの調査及び国内における道路分野のPPP/PFIの検討等を実施するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない